



豊島区の花 つつじ  
 大田区の花 うめ  
 足立区の花 チューリップ

# 相談料無料

法テラスの民事法律扶助または、日弁連委託援助事業として相談を受け付けますので、法律相談料は無料です。  
 ただし、資力要件等の審査を必要とします。

**資力基準** 月収(手取り、賞与含む)の目安です。

独身者	182,000円以下(200,200円以下)
2人家族	251,000円以下(276,100円以下)
3人家族	272,000円以下(299,200円以下)
4人家族	299,000円以下(328,900円以下)

以下、家族が1名増加する毎に基準額に30,000円(33,000円)を加算します。  
 東京、大阪などの大都市圏では、( )内の基準を適用します。

- ・生活保護を受給したい
  - ・納得できない理由で生活保護を停止・廃止された
  - ・納得できない理由で生活保護を停止・廃止されそうだ
- という方々のための相談です。

## 生活保護相談とは

「お金がなくて生活保護を利用したいが自分は利用できるのか」「生活保護を利用しているが、役所がアパートへの転居を認めてくれない」「役所から生活保護費の返還を求められている」「役所から生活保護を廃止するといわれている」など、生活保護制度を知りたいという相談や生活保護利用中に生じた問題などについて広く相談に応じます。

相談の結果、必要がある場合には、生活保護の申請の同行や不服審査請求についても弁護士が支援いたします。

お気軽にご相談ください。

# 生活保護法律相談



池袋 北千住 蒲田